

平成 2 1 年度

定期監査（第 1 次）結果報告書

平成 2 1 年 8 月 2 0 日

北見市監査委員

# 平成21年度 定期監査（第1次）結果

## 1 監査の対象

監査の対象部局等については、本年度の北見市監査計画に基づき、次のとおり定めました。

- 都市建設部 総務課、公園緑地課
- 学校教育部 小泉小学校、若松小学校、南中学校、東陵中学校
- 社会教育部 生涯学習課、小泉児童センター、端野太陽っ子児童館

## 2 監査の期間

平成21年5月18日(月)から6月30日(火)まで  
(うち、現地監査6月3日(水))

## 3 監査の主眼及び方法

平成20年10月から平成21年3月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づき事務処理が行われているか、また、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、契約（工事、業務委託等）、物品等の管理・保管を主たる対象事項として実施した。

## 4 監査の結果等

### (1) 結果の区分

監査結果については、次の2区分とし、それぞれ該当するものについて、この区分により記載をしました。

#### ・指摘事項

違法又は不当な事項に該当し、是正若しくは改善が必要なもの又は未然防止のため今後十分な注意を要するもの。

#### ・指導事項

違法又は不当な事項に該当しないが、現状の方策、処理方法等については是正

又は改善の必要があると認められるもの。

※「違法」とは、法令（市の条例、規則、その他の内部規程を含む。）の規定に違反することをいい、「不当」とは、違法ではないものの、行為、状態等が実質的に妥当性を欠き適当でないものをいいます。

## （２）監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められましたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善の必要がある事項を確認しました。

### 〔個別指導事項〕

ア 時間外勤務等命令の事務処理について（都市建設部総務課）

月の集計時間数の誤りや、休日の時間外を平日の時間外として集計していたものがありましたので、「時間外勤務の手引き（平成 20 年 10 月総務部職員課）」等に基づく事務処理方法に従って、適切に行ってください。